

令和7年度

東大阪市包括外部監査結果報告書
消防事業の財務事務について
【概要版】

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 前川 英樹

目次

第1章 包括外部監査の概要	3
I. 包括外部監査の種類.....	3
II. 選定した特定の事件（テーマ）	3
III. 事件（テーマ）を選定した理由.....	3
IV. 包括外部監査の対象期間.....	3
V. 監査対象	3
VI. 包括外部監査の方法.....	4
1. 監査着眼点	4
2. 実施した主な監査手続	4
VII. 包括外部監査の実施期間.....	4
VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名.....	4
IX. 利害関係	4
第2章 包括外部監査の結果及び意見（報告書本編 22 頁以降）	5
I. 監査の結果及び意見の定義.....	5
II. 監査の結果及び意見の一覧.....	5

(本報告書における記載内容の注意事項)

- **端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- **報告書の数値等の出典**

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、東大阪市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

- **報告書の数値等の正確性**

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

消防事業の財務事務について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

近年、我が国では各地において気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、東大阪市においても地震や大雨による自然災害のリスクが決して低いとは言えない状況にある。このような環境下にあつて、市民の生命・財産を守る防災・減災への取り組みは一層重要性が増しており、消防機能の充実強化は大きな課題ともいえ、市民の期待・関心は少なからず高まっているものと思われる。

東大阪市の消防費を見てみると、令和6年度の一般会計歳出当初予算額221,516百万円のうち消防費は6,421百万円と、全体の約2.9%であり相対的には大きな比率を占めるものではない。しかし、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を直接的に守る消防の責務は非常に重要なものと言える。そして、こうした責務を限られた予算と人員で果たすためには、効果と効率が十分に図られる必要があると考えられる。

こうしたことから、東大阪市における包括外部監査テーマとして過去に実施されていないという点も含め、消防事業について検証することは有意義であると判断した。

IV. 包括外部監査の対象期間

令和6年度

ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の一部を含む。

V. 監査対象

消防局、消防署及び消防団

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査着眼点

- (ア) 消防体制が市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- (イ) 施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- (ウ) 消防事業の財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- (エ) 消防事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- (オ) 消防事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- (カ) 計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。
- (キ) 消防事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に運営されているか。

2. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

- (ア) 消防事業の状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング。
- (イ) 消防事業に関する計画、条例、決裁文書等の閲覧。
- (ウ) 監査対象とした消防局保有資産の現場視察。

VII. 包括外部監査の実施期間

自 令和7年6月25日 至 令和8年3月27日

VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	堀井 孝彦
公認会計士	角田 達哉
公認会計士	田島 宇晴
公認会計士	岡坂 祐作
日本公認会計士協会準会員	多賀井秀真
日本公認会計士協会準会員	和田 凧彩

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2章 包括外部監査の結果及び意見（報告書本編 22 頁以降）

I. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項、又は違反とまでは言えないものの質的な重要性から改善が必須であると監査人が判断した事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項

II. 監査の結果及び意見の一覧

消防事業全体に対する結果及び意見	
① 消防力整備計画に基づき実行計画を策定するとともに、毎年度の実績確認を行うことは、消防力整備の適切な推進に不可欠であるが、計画の策定、実績報告がなされていない状況にある。 整備計画を着実に推進するためには、消防力整備推進会議を定期的に開催し、進捗状況を継続的に確認することが必要である。	結果 1
② 消防力整備計画の効果的な進捗管理を行うためには、目標設定をより具体的かつ測定可能なものとし、適切なマイルストーンを設定することが望ましい。	意見 1
③ 建替え、改修時には、女性専用の設備を整備するなど、女性消防吏員の割合を増加させる取組を進めることが望ましい。	意見 2
④ 受援計画について、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、及び、受援計画に基づいた訓練の実施ができていない。他の多くの自治体においても対応できていない項目ではあるものの、受援計画をより実効性の高いものとするため、今後計画的に対応していくことが望ましい。	意見 3
⑤ コンプライアンス研修について、対象者を管理職や若年層に限定するのではなく、全職員を対象として実施することが望ましい。また、研修の実施回数を増やす、又は、当日参加できない職員に対しても研修の動画を後日閲覧できるようにする、あるいは、別途研修用の DVD を閲覧できるようにするなど、研修対象者が研修を受講できる機会を確保するための取組を実施することが望ましい。	意見 4
⑥ 現金紛失事案に関しては、警察による捜査結果等を踏まえ、市としての事実関係の確認を行い、当該現金を取り扱っていた職員及び管理していた職員に対し、消防局長名により処分等を行っているものの、当該事案を受けた課題整理や改善提案を内部報告書として取りまとめたり、改善策の起案等は行っていないとのことである。	意見 5

<p>このような重大な事案が発生した際には、事案に係る事実確認をもとに原因分析を通じて課題整理をするとともに改善策をとりまとめ、これを組織内で共有して実行し、達成度合いを継続的に時系列で評価する進捗管理が必要である。そうした対応が、例えば監察（内部監査）の実施というような形で自律的に行われなかったことは組織的な大きな課題であり、課題認識の感度と適応力を高めるよう、組織の人事的な見直しや監察（内部監査）制度の再定義と実践も含めた、組織風土改革に取り組むことが、非常に強く望まれる。</p>	
<p>⑦ 支出に際して防火協力会会長から電話での口頭承認を得たことは支出伺い上明確にはなっておらず、承認を得たことを明確にするために、支出伺い上その旨を記載する、あるいは、メールで承認をもらうなど、承認関係を明確にすることが望ましい。</p>	意見 6
<p>⑧ 連絡協議会や西防火協力会においては、会計事務を引き継いで自主管理しているという事例もあることから、中・東の両防火協力会への業務の引継ぎについても、今後3年程度を目途に防火協力会が規約に沿って完全に自主運営するように、消防局として真摯に継続的に要請・尽力することが望ましい。</p>	意見 7
<p>⑨ 防火協力会は利害関係者に準ずるものとして整理すべきである。防火協力会の事務局員という立場で参加していたとしても、身分は市の職員であることに変わりはないことから、防火協力会から部分的であっても供応を受けて懇親会に参加することは、職員倫理規則第4条第6号の禁止行為に抵触するおそれが懸念されるべきことと認識して、少なくとも事前に倫理監督者に相談すべきであった。より本来的には、利害関係者との懇親として自己負担を前提に、倫理監督者の許可を事前に得るべく申請すべきであったし、今後はそうした感覚をもって職員倫理条例・規則に則した倫理の実践に心がけることが必要である。</p>	結果 2
<p>⑩ 救急体制の確保・強化に向け、救急需要の分析を継続するとともに、基準隊数との乖離を解消する観点から、増隊の必要性や時期について、計画的に検討を進めることが望まれる。</p>	意見 8
<p>⑪ 現場重視の消防職員が、組織マネジメントを学び、現場から一定の距離を置いて社会の変化に適応できる組織化に向けたマネジメントを実践するには、理念や規範に関する座学だけでは足りず、外部からマネジメント人材を招き、あるいはマネジメントを担う（候補）者を一定期間外部に派遣・出向等することが効果的ではあるが、これまでの出向実績の効果を勘案すると、消防業務との直接的業務関連性を超えた外部、現実的には市長部局（危機管理室を除く。）との継続的かつ中長期的な人事交流、しかも局管理層の一定割合を占める程度の規模の人事交流を要する状況ではないかと思料する。</p>	意見 9

業務及び会計	監査の結果/意見	結果・意見
各業務及び会計に関する結果及び意見		
1. 出納管理	① 資金前渡事務マニュアルに従い、入金日に収入を記帳するなど、適切な前渡資金管理を徹底されたい。	結果 3
	② (前渡資金の) 戻入出金の記帳が遅れていたことは一つの反省点であるが、もう一つの課題として、金庫に保管されていた現金そのものの受払残高が記録管理されていなかったことが挙げられる。「金銭出納帳」に、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を併記して、消防局が管理する前渡資金の残高とその一部である金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理する必要がある。	結果 4
	③ 石切出張所にあった備品は廃棄されている。そのため、物品不用決定伺書により不用の決定をする必要があったが、この処理が長年漏れていた。	結果 5
	④ 備品リストの設置場所が実際の設置場所と異なる場合、所在が不明となる可能性や盗難・紛失の際の発見が遅延する可能性が高まると考えられるため、備品リストに記載されている設置場所と、実際に備品が保管されている場所が異なる場合には、適切に修正すべきである。	意見 10
	⑤ 出納室は過年度の包括外部監査報告による意見に対する措置を速やかに完遂し、その管理ルールの明確化の一環として実査・棚卸マニュアルを整備・充実すべき職責を認識する必要がある。【出納室】	結果 6
	⑥ 実務の精度向上に向けて、現物照合の実施マニュアルの改訂が望まれる。【出納室】	意見 11
	⑦ 備品リストの抽出時点と現物照合の時期を一致させることに、一定の制約があることは理解できるが、現物照合時の業務の負担を考慮し、備品リストの抽出時点は、現物照合の時期に近い時点とすることが望ましい。【出納室】	意見 12
	⑧ 備品整理票をはり付けることが可能なものにもかかわらず、これをはり付けていないものが発見された。	結果 7
	⑨ 備品整理票をはり付けるか否かは現場判断になっていた。備品整理票が貼られていないものについて、貼付漏れであるのか否かを客観的に判断できない状況であるため、貼付対象備品を規定したマニュアルを作成することが望ましい。	意見 13

	⑩ 外部の任意団体の所有物を預り保管する場合にはなお更、透明性のある管理を実践して事故等を未然に防止しなければならないという意識を徹底し、例えば、預り書の收受や定期的な現物確認など、適切な管理を励行されたい。	結果 8
	⑪ 予防課において、予防課内の歓送迎会の残金 3,069 円が、大金庫内の小金庫に保管されていた。歓送迎会会費の残金が入っていた小金庫が破損していたこと、また、予防課の職員自身も指摘があるまで小金庫に残金を保管していたことを失念していた状況であった。紛失リスクや盗難リスクを低減するため、歓送迎会などの会費は即時精算し、残金を持ち越さないようにし、また、公金を保管する局金庫には持ち込まないことが望ましい。	結果 9
	⑫ 中消防署において、公金とは別に、歴代幹部や職員有志の拠出金、親睦会会費の残額、贈答品（商品券等）を換金した資金などを原資とする「雑金」が、管理簿とともに金庫内に保管されていた。職員に対して公金と私金の区別を周知徹底し、公務で使用する費用について雑金から支出をしないようにすることが必要である。	結果 10
	⑬ 雑金を署内で管理する場合は、署内での管理をなくすことを最終の着地点として、ルールに基づく運用管理を複数人で行うことが考えられる。	意見 14
2. 契約管理	1. 高機能消防指令センター機器維持管理業務委託	
	① 令和 6 年度において契約金額が、年度中に増額変更されている。これは当初更新対象としていなかった機器で故障が頻発し、協議のうえで当該機器を中間更新の対象とする変更契約を事業者と交わしたことに伴うものであるとの説明を受けた。契約上定めのない事項について、協議に基づき決定した場合には、どのように協議をして決定したのか、その経緯を明確にするために協議記録を決裁文書に添付し文書として残すことが望ましい。	意見 15
	② 本件契約においては、単年度契約として運用しているものの、システム機器の更新までは当該事業者への委託が継続すると見込まれ、実質的に長期の随意契約となっている可能性がある。長期継続契約とすることにより、事務負担の軽減、サービスの安定確保が期待できるため、本件契約については、長期継続契約の適用も含め、契約方式の見直しを検討することが望ましい。	意見 16

	<p>2. (仮称) 東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業</p>	
	<p>① PFI 事業については現在、多くの自治体で導入が進んでおり、今後、様々な自治体で費用対効果を踏まえた効果測定が実施されていくと考えられる。本件 PFI 事業も、東大阪市として初めての PFI 事業であり、今回、事後評価が初めて実施されることから、そこから得られた結果や知見を踏まえて、モニタリング手法の更なる改善を図ることが望まれる。【資産経営課】</p>	<p>意見 17</p>
	<p>3. 第 10 分団 1 号車屯所建築事業</p>	
	<p>① 契約事務チェックリストについて、決裁完了までに複数人がチェックしているが、チェック誤りについては見落とされていた。チェックリストについてより慎重なチェックを行うことにより、チェックリストに不備が生じないようにすべきである。</p>	<p>結果 11</p>
	<p>4. 東消防署他 1 か所清掃管理業務委託</p>	
	<p>① 業務完了報告について、完了日の記載が漏れていた。照合箇所の設定や照合証跡を付す等、確認漏れが生じないような工夫をし、仕様書に記載されているとおりの業務完了確認を遂行すべきである。</p>	<p>結果 12</p>
	<p>② どれだけの人が就労機会に従事できたかを具体的に把握しておくことは、定量的な効果測定として有効であるから、業務実施日ごとの従事人数を把握して推移を追うなどして効果を見ることが望まれる。</p>	<p>意見 18</p>
<p>3. 総務部</p>	<p>① 「東大阪市消防職員の提案に関する規程」第 2 条による提案の状況としては、制定された平成 21 年 1 月から監査時点（令和 7 年 8 月）までの期間で 2 件のみにとどまっている。業務改善へのアイデア創出の促進や職員のモチベーション向上に資するために本規程の周知徹底や改訂をすることが望ましい。</p>	<p>意見 19</p>
	<p>② 総合監察については「東大阪市消防監察規程」第 5 条第 1 項のとおり毎年 1 回の実施が必要となる。しかし、総合監察をはじめ監察そのものが実施された記録はなく、監察規程に従って適切に監察を実施すべきである。</p>	<p>結果 13</p>
	<p>③ 厚生会への入会について、入会や会費徴収に関するトラブルを防止する観点から、例えば、入会申込書の作成及び自署、「給与控除依頼書」への自署等を求め、これらを入会者の意思表示が分かる記録として残しておく等の対応を実施することが望ましい。</p>	<p>意見 20</p>

	④ 応募者がどのような媒体をみて採用試験を知ったかや志望理由等申込者に対する統計を作成し、次年度の採用活動に活かしている。しかし、実際にどのように当該統計資料を活かし、採用活動を行っているかが文書化されておらず、不明瞭となっている。統計結果について簡潔にでも採用活動にどのように活かしたか文書化することが望ましい。	意見 21
	⑤ 今後の人口減少により指針上必要性が低下する不要となった署所が生じる可能性があり、また地域的なアンバランスが地域特性により説明可能な許容範囲に収まっている状況であるのかなどを、早期に把握し計画的に統廃合を検討できるよう、定期的な配置調査を実施すべきである。	意見 22
4. 警防部	① AED 設置のメリット(AED 利用により救命率が大幅に改善される等)を啓発することにより、AED の普及啓発を実施することが望ましい。	意見 23
	② 物理破壊を要するような記録媒体の破棄を外部業者に依頼する場合において、その破壊作業に職員が立ち会わないのであれば、代えて破壊した記録媒体の写真を受領するようにマニュアルを改定することが望ましい。【情報政策課】	意見 24
	③ 警防訓練実施要領第 8 条に基づく訓練においても年間の訓練計画書を作成することが望ましい。	意見 25
	④ 東大阪市では防火管理者の選任率が全国平均よりも 10%ほど低い状況となっていることを踏まえると、現状の重大違反对象物のみならず、防火管理者の未選任についても、システム改修時に機能面の見直しを行い、システム上で一覧管理を行うか、重大違反对象物のように Excel 資料等で詳細な管理を実施すべきであると考えられる。現状の OA システムでは操作性にも改善の余地があるため、システム改修時に機能面の見直しを実施することも検討されたい。	意見 26
	⑤ 利用者の安全確保および地域全体の、防火意識の向上に資する観点から寄与すること目的として、違反对象物の公表制度の対象範囲を拡充し、防火管理者の未届等についても公表の対象に含めることが望ましいと考えられる。	意見 27
	⑥ 同一の所有者が複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があることも想定されるため、検査対象・頻度等を検討する際に、人を基準とした観点を加味することが望ましい。	意見 28

5. 消防団	① 分団ごとの世帯数や実員構成に大きな差異が存在している状況を踏まえると、市の非常備消防力が適切に設置され整備運用されているかについて、分団単位での再検討を行う必要があると考えられる。	意見 29
	② 延床面積 50 ㎡未満の消防団屯所のうち、耐震性の有無を把握しているものの、計画の検討対象外として耐震化の検討が行われていない屯所がある。市の市有建築物耐震化整備計画の検討対象基準に満たない施設であったとしても、その重要性に鑑み、耐震性の検討を行い、必要に応じて改善措置を図る必要がある。	意見 30
	③ 当団の女性比率は 1.8%であり、依然として全国平均(4.0%)を下回っている。国は「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度(令和8年度)末まで当面5%とする目標を掲げている。女性消防団員の登用は、国の重点施策でもあり、消防団が有志の団体であることを踏まえても、国の目標との整合性を図る観点から、消防局が消防団と連携し、女性の入団促進を支援する具体的施策を講ずることが望まれる。	意見 31
	④ システムから個人ベースでしか年間の出動実績を出力できないため、手作業で出動実績のあった団員を年額報酬の支給対象者として消込してゆく状況となっている。年額報酬支給対象者の検証が容易となるよう、消防OAシステム見直しの際に、出勤実績のある団員がリストアップできるよう検討されたい。	意見 32
	⑤ 消防団活動の効率化のみならず、消防局における消防団活動の効果的、効率的な管理の面からも消防団アプリの導入を引き続き積極的に推進されたい。	意見 33

以上